

環境報告書 2007 目 次

環境報告書の発行に際して	1
・はじめに	1
法人概要	2
・事業紹介	2
・事業所紹介	2
事業活動における環境配慮の方針・目標	3
・環境配慮の取組みに関する目標、計画	3
環境マネジメントに関する状況	7
・環境マネジメントの推進体制	7
・環境マネジメントの運営方法	7
事業活動に伴う環境配慮の取組みの状況等	8
・省エネルギー、省資源対策	8
・廃棄物の低減対策	9
・再使用、リサイクル率アップ	10
・環境汚染物質の低減対策	11
・グリーン購入の状況及びその推進方針	13
・環境教育の実施と啓蒙活動	14
・社会とのコミュニケーション	14
・その他	16
化学物質の安全管理	16
PCBの適正管理	17
特殊ガス警報装置について	18
快適な職場環境づくり	19

- 環境報告書2007について -

独立行政法人農林水産消費技術センターは、本年4月の統合により、農林水産消費安全技術センターとなりましたが、この「環境報告書2007」は、2006年度の農林水産消費技術センターの環境活動を中心に報告します。

報告対象範囲

旧農林水産消費技術センター本部及び各地域センター

報告対象期間

2006年4月～2007年3月

報告対象分野

旧農林水産消費技術センター全体の環境活動及び労働安全衛生活動を対象とします。

数値の端数処理

表示桁未満を四捨五入しています。

参考にしたガイドライン

「環境報告書ガイドライン(2003年度版)」(環境省)

次回公表予定

2008年度版は、2008年9月頃に公表予定。

【作成部署及び連絡先】

独立行政法人農林水産消費安全技術センター
環境委員会

連絡先 :総務部総務課

〒330-9731埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎検査棟

電話 :048-600-2350

FAX :048-600-2372

本報告書に関するご意見、ご質問は上記まで
お願いいたします。

環境報告書の発行に際して

はじめに

現在、地球温暖化、大気汚染、廃棄物処理など地球規模で環境問題が拡大しています。特に、温室効果ガスによる温暖化に対しては早急な対応が必要となってきました。このような時代背景を踏まえ、地球温暖化を防止し、自然環境の保全と持続可能な社会を構築することが世界的な課題となってきました。

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（本報告書の対象期間である平成18年度は独立行政法人農林水産消費技術センター。（以下「センター」という。））は、業務の実施に当たって、環境に配慮することを重要な課題として、（1）エネルギー・資源の消費及び廃棄物の排出の削減、（2）環境汚染の防止、（3）環境問題に対する自主的な取組等を推進してきました。

平成18年度は、省エネルギー・省資源化、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入、リサイクル率アップなど環境負荷の低減を目標に定めて取り組むとともに、施設見学等を通じて地域社会とのコミュニケーションを積極的に行い、センターの環境問題への取組みに対する理解の増進に努めて参りました。

センターは、本年4月1日、肥飼料検査所及び農薬検査所の2独立行政法人と統合し、独立行政法人「農林水産消費安全技術センター」（英語名 Food and Agricultural Materials Inspection Center（略称 FAM IC））として新たに発足し、旧3法人が行ってきた科学的手法による肥料・飼料、農薬や食品等の安全性や品質・表示にかかる検査・分析という共通の技術的な基盤の下、農林水産行政や食品安全行政と密接に連携しつつ、“農場から食卓まで”の食の安全と消費者の信頼の確保を技術的側面から担う機関となりました。

FAM ICでは、以上のような統合による効果を最大限発揮し、役職員一同高い使命感を持って、食の安全と消費者の信頼の確保のため、国民の皆様に一層質の高いサービスを提供すべく取り組んでいくとともに、業務の実施にあたっては環境に配慮することを重要な課題とし、環境に関連する諸法規及びFAM ICとして取り決めた事項を遵守して取り組んで参ります。

なお、本報告書は、平成18年度を対象としていることから、旧農林水産消費技術センターの実施結果について記載しています。この環境報告書を通じ、FAM ICの環境配慮に対する考え方と活動内容をご理解いただくとともに、皆様のご意見をお寄せいただければ幸いです。

平成19年9月

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

理事長

山口

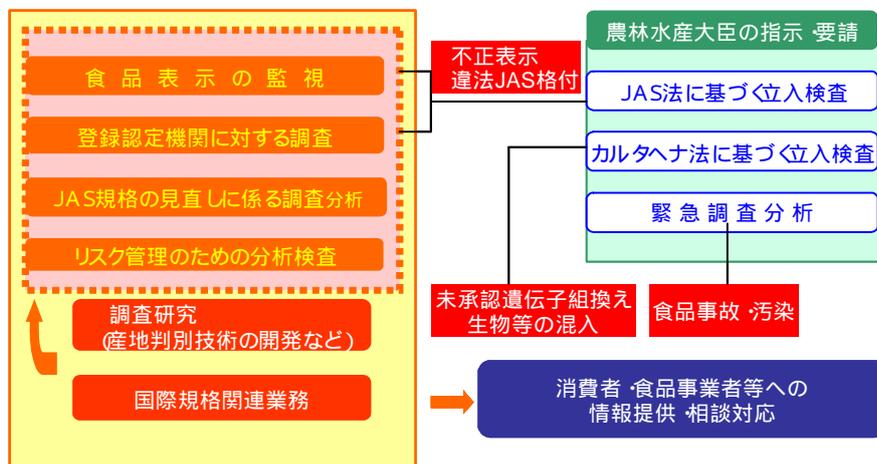
勇

法人概要

(平成18年度の旧農林水産消費技術センターの事業・事業所を紹介しています。)

事業紹介

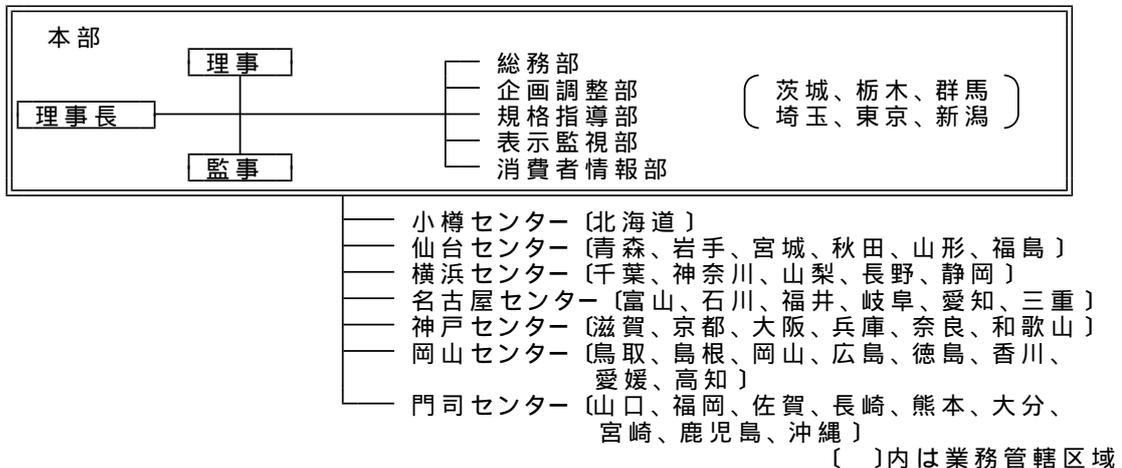
独立行政法人農林水産消費技術センター(本部及び7地域センターをいう。以下、この環境報告書では「センター」という。)では、JAS法に基づく立入検査等による不正な食品表示や違法なJASマークの使用の監視、リスク管理のための有害物質の分析検査など、食品の品質や表示の適正化、科学的知見に基づいた食品安全行政の推進のための業務に取り組み、食品の安全と消費者の信頼の確保に努めています。



事業所紹介

(1)本部 :埼玉県さいたま市

(2)地域センター :小樽、仙台、横浜、名古屋、神戸、岡山、門司



事業活動における環境配慮の方針・目標

環境配慮の取組みに関する目標・計画

環境計画

センターは、平成17年度に引き続き2度目の環境計画策定をしました。

この計画は、センター全体における環境に配慮した取組みに関する目標・計画を定めており、省エネルギー・省資源化、リサイクル率アップ、グリーン購入など、環境負荷の低減を目標に設定しました。

神戸センターを除く6地域センター及び本部は、国の合同庁舎に入居しており、個別メーターを設けていないことから、光熱水料等の項目で数値目標を策定することが困難な状況にあります。

このことを踏まえ、今後は数値目標に変わる具体的な行動目標を定め、組織全体で環境負荷を少なくしていく体制を構築する必要があり、平成18年度の環境計画においても、省エネルギー・省資源化のための行動をより詳細に記載する等、具体的記述に努めているところです。

【平成18年度環境計画】

1. 対象範囲

- ・対象期間 :平成18年度(平成18年4月～平成19年3月)
- ・対象組織・分野 :本部及び各地域センターの全ての業務を対象とする

2. 事業活動に係る環境配慮の計画

平成18年度において、消費技術センターは環境に配慮して次のような計画を策定し取り組んでいきます。業務の遂行に当たっては、さらなる効率化を図り、少しでも環境負荷を小さくしていきます。

(1) 省エネルギー・省資源

平成18年度取組の目標 :電気使用量の抑制

取組み :節電の徹底、事務室及び検査室内の適正室温調整の徹底

具体的な行動	関係法規等
. 照明について . 使用していない部屋の消灯の徹底及び事務室等昼休み時間中の原則消灯。 . 朝、夜は必要な場所のみ点灯し、また、ブラインド操作で照度を確保できる場合は、減光又は消灯。 . コンピュータ類について	1. 国際協定 「京都議定書」 「気候変動枠組条約第3回締結国会議(COP3)」で採択された、二酸化炭素

・パソコン、プリンター等は使用していない時(昼休み時間、退庁時)は、必ず電源を切る。

・冷暖房について

・事務室及び検査室は、定められた範囲内の温度設定を遵守する。

・24時間温度管理の必要な部屋(サーバー室等)は適切な温度設定を行うとともに、ドアの開閉に配慮する。

・その他節電対策

・検査分析機器、冷蔵庫等は使用しない時は電源を切る。なお、更新等に際しては、省エネタイプの仕様にする。

・テレビ、ビデオ等は使用しない時はコンセントを抜く。

・公用の携帯電話は、充電に必要な時間を遵守する。

・節電対策の実施状況について、定期的に点検を行うとともに、会議等で実施状況を報告し、履行不備がある場合は必要な措置を講ずる。

など6つの温室効果ガスの排出削減義務などを定める議定書

2. 法律

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)

3. 政府方針等

「地球温暖化対策推進法及び地球温暖化対策に関する基本方針」

(平成15年3月27日閣議決定)

「政府がその事務及び事業に関して温室効果ガスの排出の抑制等のための実施すべき措置について定める計画」(平成15年3月27日閣議決定)

「地球温暖化政府実行計画に関する今後の作業方針」(平成18年3月27日地球温暖化対策推進本部幹事会)

省エネルギー・省資源対策推進会議(議長:総理府総務長官 構成員:事務次官等会議の構成員)

・「当面の省エネルギー対策の徹底実施について」(平成15年3月27日)

・「冬季の省エネルギー対策について」(平成15年3月2

7日)
 ・「夏季の省エネルギー対策について」(平成17年6月24日)

(2) 廃棄物の削減

平成18年度取組の目標：廃棄物、廃液の排出抑制と適正処理

取り組み：資源ゴミの分別、実験室廃液の適正処理

具体的な行動	関係法規等
実験室での廃有機溶媒、廃酸、廃アルカリ等の分類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

(3) 再使用・リサイクル率アップ

平成18年度取組の目標：再使用・リサイクル率アップ

取り組み：コピー用紙の裏紙使用

具体的な行動	関係法規等
コピー機、プリンターでの裏紙使用	1. 法律 「環境基本法」(平成5年法律第91号) 循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号) 資源有効利用促進法(平成3年法律第48号) 2. 政府方針等 「政府がその事務及び事業に関して温室効果ガスの排出の抑制等のための実施すべき措置について定める計画」(平成15年3月27日閣議決定)

(4) 環境汚染物質の排出削減

平成18年度取組の目標：PRTR指定物質の排出削減

取り組み：ドラフトチャンバーの整備など環境中への排出を削減

具体的な行動	関係法規等
ドラフトチャンバー及びスクラバーの定期的点検・整備	環境化学物質の

環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)

(5) グリーン購入

平成18年度取組の目標:事務用消耗品類のグリーン商品の購入(100%)

取り組み:事務用消耗品類のグリーン商品購入率 100%

具体的な行動	関係法規等
事務用消耗品類のグリーン商品購入率 100%	1. 法律 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号) 2. 農林水産消費技術センター方針 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」(平成17年4月1日付け17本消技第54号)

(6) 環境教育の実施と啓蒙活動

平成18年度取組の目標:環境情報の共有化、環境教育の実施

取り組み:ネットワークを利用した各種情報の共有化、環境保全に対する職員教育(年1回全職員に実施)

具体的な行動	関係法規等
. 環境情報データベースによる環境情報の共有化 . 研修の実施	

(7) 社会とのコミュニケーション

平成18年度取組の目標:地域とのコミュニケーション

取り組み:2006年度版の発行、施設見学者等への環境配慮の取組状況の説明(年10回以上)ホームページの活用

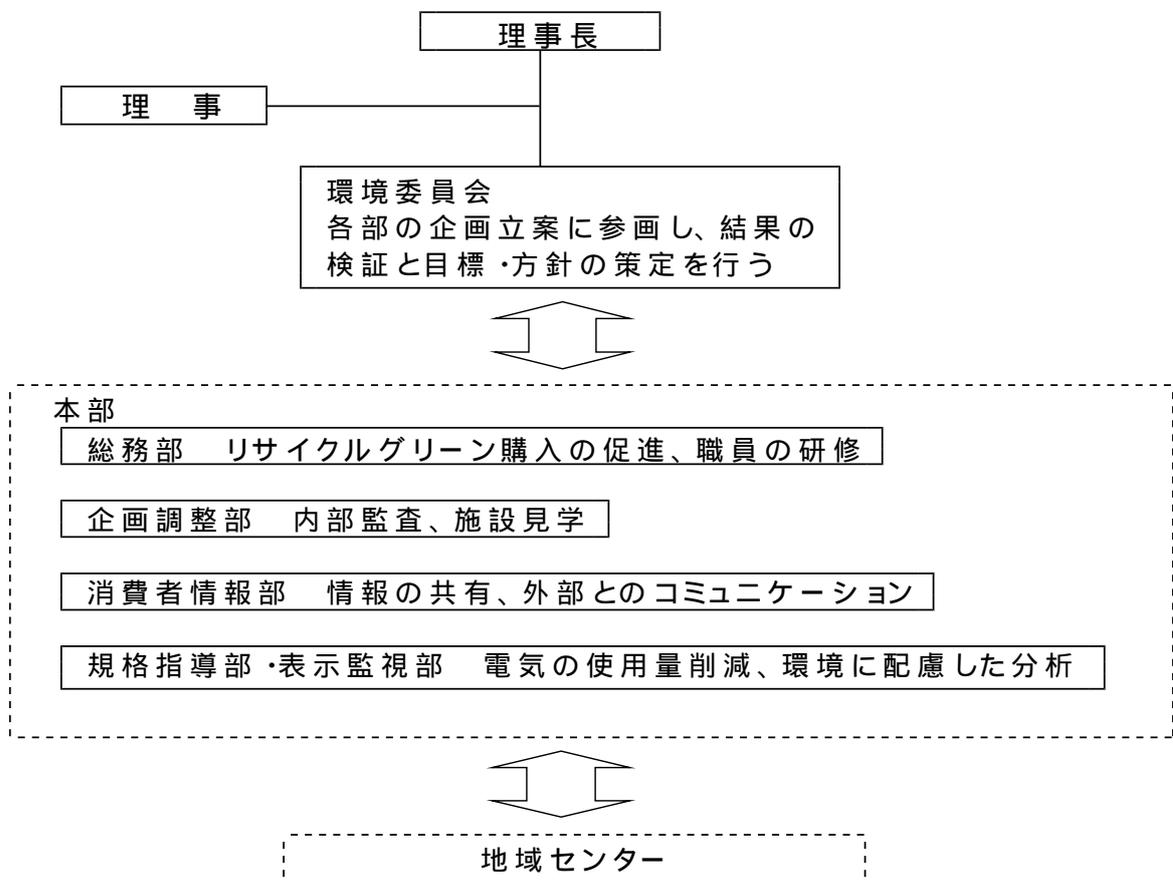
具体的な行動	関係法規等
環境報告書のホームページへの掲載	「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(平成16年法律第77号)

環境マネジメントに関する状況

環境マネジメントの推進体制

センターでは、平成17年度に引き続き平成18年度も理事長を委員長とした環境委員会を開催し、本部及び全地域センターで組織的に環境に配慮した業務の実施に取り組み、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に取り組んでいます。

環境委員会体制



環境マネジメントの運営方法

センターでは、環境保全の取組みについて、計画 (Plan) を立て、実施 (Do) し、適切に管理されているか点検 (Check) し、改善が必要な点について見直し (Action) を行うというサイクルを繰り返しながら、環境保全の推進や環境への負荷の低減を継続的に行っています。

事業活動に伴う環境配慮の取組みの状況等

省エネルギー、省資源対策

地球温暖化防止に向けた取組み

センターにおいては、限りある資源を有効に活用し、地球環境を守っていく観点から、地球温暖化防止のため、省エネルギー・省資源に取り組んでいます。

具体的には、冷暖房温度の調整、昼休み時間の室内照明の消灯、省エネタイプの検査保存用冷凍庫、冷蔵庫等への更新、省エネタップの導入等により光熱量の節約を図りました。

また、公用車の保有台数の削減（1台）、環境基準値適合車への更新（3台）を行いました。

このほか、ペーパーレス化の推進、使用済み用紙の再利用等資源の有効な活用に取り組んでいます。



省エネタップ



省エネタップ (パイロットランプ点灯時)



小樽センターの購入車両



仙台センターの購入車両



神戸センターの購入車両

なお、神戸センターを除く6地域センター及び本部は、国の合同庁舎に入居しており、光熱量等の個別メーターを設けていない合同庁舎があることから、センター独自の温室効果ガス発生量をCO₂換算することはできません。

廃棄物の低減対策

産業廃棄物の適正処理

センターから排出する廃棄物は、事業系一般廃棄物と廃油や腐食性の廃酸・廃アルカリ等の特別管理産業廃棄物の2通りに分けられます。

このうち、事業系の一般廃棄物は、センターで分別して、委託した産業廃棄物処理許可業者が回収し、処理場で処理されます。

また、特別管理産業廃棄物は、廃棄物処理法に基づき、各センターに特別管理産業廃棄物管理責任者を設けて、センター内で特別管理産業廃棄物の回収を行い、特別管理産業廃棄物収集・運搬業者や特別管理産業廃棄物処分業者等に委託して、マニフェスト等により当該廃

棄物が適正に処理されていることをその都度確認しています。

センター全体の平成18年度の特別管理産業廃棄物排出量は、廃油、腐食性の廃酸・廃アルカリ、廃棄検査分析機器等が8,800l及び380,220kg(横浜センターの生系検査機器等処分関係の370,000kgを含む)、ほかに金属くず等が2.5m³です。

センターで行う分析では、種々の廃液が出ます。廃液は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)で規定される分類に沿って区分して回収し、廃液処理業者に処理を依頼しています。

廃液の区分及び管理については、全国8カ所のセンターごとにマニュアルを作成するとともに、周知を徹底し、適正処理に努めています。

なお、事業系の一般産業廃棄物は、神戸センターを除く6地域センター及び本部が合同庁舎に入居しており、合同庁舎入居官署等個別の排出量は算定できません。

再使用、リサイクル率アップ

再使用、リサイクルへの取組み

本部及び全地域センターにおいては、ゴミの分別回収の徹底、ペーパーレス化の推進、使用済み用紙の再利用等一般廃棄物の低減等に取り組んでいます。

特に、本部においては、グループウェア及び電子メールの活用、両面印刷の推進、不要資料等の裏面活用、ミスコピー用紙等についてストックトレイを配置して活用するとともに、コピー機トレイ内へ不要資料等を供給し裏面の使用を行い、用紙の調達枚数及び廃棄物の低減に取り組んでいます。

業務量の増加する中で、用紙の使用枚数を減らしていくことは厳しいものがありますが低減努力に努め、平成18年度は、平成11年度に比べ、14%削減した264万円の購入実績となりました。

また、平成18年度から印刷機の再生トナーの利用を開始しました。

用紙の調達状況

(単位:万円)

年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
調達用紙代	310	300	243	235	218	225	254	264

そのほか、「特定家庭用機器再商品化法」(平成10年法律第97号。家電リサイクル法。)により、平成18年度における家電リサイクルの実績は、ブラウン管式テレビ1台、電気冷蔵庫1台を適正に処分しました。

また、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(平成14年法律第87号。自動車リサイクル法。)により、平成18年度においては、4台を適正に廃車処分しました。



本部 3階ゴミ置き場(ゴミの分別状況)

環境汚染物質の低減対策

センターで行う食品等の分析は、化学物質である試薬を使用しています。分析に用いる試薬には、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(平成11年法律第86号。PRTR法。)で指定されている有機溶剤等も含まれています。これらの有機溶剤等は、使用する際に蒸気として気散することから、分析は専用のドラフトチャンバー等局所排気装置のある場所で行っています。局所排気装置内で発生したガスは、活性炭フィルターを通して汚染物質を吸着し、浄化しています。



本部 屋上のスクラバ(排気ガス洗浄装置)

PRTR法に指定されている物質

PRTR法は、人や環境への有害性が判明している化学物質について、事業者による自主管理の改善を促進することにより、環境保全上の支障を未然に防止することを目的としています。同法に指定されている物質は350余种ありますが、当センターで主に使用されているPRTR指定化学物質は、以下の表のとおりです。

PRTR指定化学物質 (扱い量の多い物質)

化学物質名(群)	全体の使用量
アセトニトリル	2,558kg
塩化メチレン(ジクロロメタン)	79kg
トルエン	70kg

これらの化学物質は、主に食品中の残留農薬分析における抽出工程や、分離・分析工程等で使用しています。

有害ガス処理装置(スクラバ)の保有状況

センターでは、有害ガスの種類に応じた2種類のスクラバを設置し、環境汚染物質の排出削減に努めています。

(1)酸性ガス用排ガス浄化装置

全国8カ所のセンターで合計28台を保有し、硫酸や硝酸などの酸性ガスを中和しています。

これらの浄化装置については、外観や作動状況の確認を定期的実施しています。

また、浄化装置内の洗浄水については、点検時、必要に応じ、洗浄液のpH調整を実施し、記録をしています。

(2)有機溶剤用脱臭装置

上記装置と同様にセンター全体で合計46台を保有し、アセトニトリルなどの有機溶剤を吸着除去しています。

これらの浄化装置についても、外観や作動状況の確認を定期的実施しています。



酸性ガス用排ガス浄化装置



有機溶剤用脱臭装置

グリーン購入の状況及びその推進方針

環境に配慮したグリーン購入等への取組み

センターにおいては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号。グリーン購入法。)に関する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成18年2月28日閣議決定)に基づき、平成18年度におけるセンターの環境物品等の調達方針を定め公表して、できる限り環境への負荷の少ない物品の購入等に努める取組みを推進しました。

また、センター内に理事長を本部長とする「グリーン調達推進本部」を設けるなど、グリーン調達の推進に努めています。

主な物品のグリーン購入の状況

分野	品目	目標値	総調達量	特定調達物品等	目標達成率
紙類	コピー用紙	100 %	17753.1 kg	17753.1 kg	100 %
	フォーム用紙	100 %	132.02 kg	132.02 kg	100 %
	印刷用紙(カラー用紙)	100 %	30 kg	30 kg	100 %
	トイレトペーパー	100 %	220 kg	220 kg	100 %
文具類	シャープペンシル	100 %	270 本	270 本	100 %
	ボールペン	100 %	902 本	902 本	100 %
	マーキングペン	100 %	1216 本	1216 本	100 %
	ゴム印	100 %	637 個	598 個	94 %
	ファイル	100 %	8459 冊	8459 冊	100 %
	ファイリング用品	100 %	375 個	375 個	100 %
	事務用封筒(紙製)	100 %	21430 枚	21430 枚	100 %
	ノート	100 %	695 冊	695 冊	100 %
機器類	いす	100 %	199 脚	199 脚	100 %
	机	100 %	58 台	58 台	100 %
OA機器	コピー機等(購入)	100 %	1 台	1 台	100 %
	プリンタ等(購入)	100 %	10 台	10 台	100 %
	スキャナ(購入)	100 %	4 台	4 台	100 %
	磁気ディスク装置(購入)	100 %	13 台	13 台	100 %
	シュレッダー(購入)	100 %	4 台	4 台	100 %
照明	蛍光灯(6ピッドスタート型又はスター型)	100 %	350 本	325 本	93 %
自動車等	17年度低排出75%低減かつ低燃費	2 台	2 台	2 台	100 %
制服・作業服	作業服	100 %	189 着	189 着	100 %

環境教育の実施と啓蒙活動

環境情報の共有化

センターでは、平成17年度から所内ネットワーク内に「環境情報データベース」を作成し、職場内における環境に関する情報の共有化を進め、職員の環境問題への理解が深まるよう努めています。

環境教育の実施

平成18年度は、ビデオやDVDを活用した環境に関する研修等を実施し、温室ガス排出削減協力についての再周知等、環境に関する知識と更なる意識の向上に努めました。

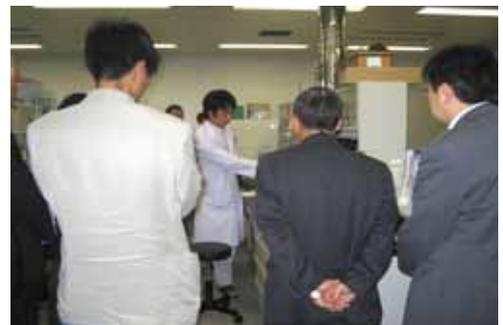


環境に関する研修風景

社会とのコミュニケーション

環境コミュニケーション

センターでは施設見学者等にセンターにおける環境への取組みを紹介しています。平成18年度はセンター全体で90回、延べ790人に紹介しました。



施設見学の様子(本部)

農林水産消費技術センターホームページ

センターのホームページでは、食の安全と消費者の信頼を確保するため、食品表示やJAS規格に関する情報、調査分析技術に関する情報、食の安全に関する情報などをわかりやすく掲載するとともに、環境報告書もこのホームページ上で公表しています。

また、イベントに関する情報や地域センターに関する情報についても随時掲載しています。

センターホームページアドレス

<http://www.cfqlcs.go.jp/>

(注)三法人の統合による農林水産消費安全技術センターの発足に伴い、現在のホームページアドレスは <http://www.famic.go.jp/> です。



センターホームページ

農林水産消費技術センター出版物

広報誌「大きな目小さな目」

食品等の安全性、品質や表示、食生活等の情報を分かりやすく解説しながら、その情報提供を行っている広報誌です。



広報誌「大きな目小さな目」

その他

化学物質の安全管理

センターで行う食品等の分析には、種々の試薬を使用しています。その中には、「毒物及び劇物取締法」(昭和25年法律第303号)で指定されている毒物及び劇物や、「消防法」(昭和23年法律第186号)で指定されている危険物が含まれています。これらの試薬の安全な保管、取扱い及び廃棄の管理については全国8カ所のセンターごとにマニュアルを作成するとともに、周知を徹底しています。



試薬管理システム



薬品保管庫



試薬ビンバーコード

また、試薬管理システムを導入し、試薬ビン1本ごとにバーコードラベルを貼付して識別・管理しています。

特に特定毒物に指定されている物質については、管理責任者を指名し、使用、廃棄及び保管の状況を定期的に確認し、安全の確保に努めています。

PCB (ポリ塩化ビフェニル) の適正管理

PCBは昭和49年に廃棄物処理法において製造や新たな使用が禁止され、PCB廃棄物を事業者において保管することが義務づけられました。

また、平成13年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定されたことにより、PCB廃棄物の保管事業者は平成28年度までにPCB廃棄物の専用処理場において処理することが義務づけられました。

このため、現在センターにおいては、蛍光灯等の安定器37個、ノンカーボン紙17.72kg、試薬等238.48g及び13.5m³を適正に保管しています。



・安定器



・試薬等



・ノンカーボン紙



・ノンカーボン紙

特殊ガス警報装置について

検査、分析業務において使用する薬品類及び可燃性ガス等の取扱いには日頃から十分注意していますが、人身事故の防止、及び薬品類による水質汚染、可燃性ガス等の大気放出を未然に防ぐことを目的として、特殊ガス警報装置を検査室に配置し、事故等発生時の被害を最小限に留める措置を構じています。

警報装置設置状況 (本部)



・有機溶媒センサー



・アセチレンセンサー



・酸素欠乏センサー



・水素センサー

- ・有機溶媒センサーは、検査室内で規定量以上の有機溶剤を使用した際に警報を発し、室内が危険な状態であることを知らせます。
- ・水素、アセチレンガス、酸素欠乏センサーについては、検査室内で規定の濃度を超えた際 (酸素欠乏センサーについては規定値以下となった際) に警報を発するとともに、ガス遮断弁が閉じ、ガスの供給が遮断されます。

快適な職場環境作り

センターでは、職場における労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の維持・増進のため、次の活動を実施しています。

・安全衛生委員会

職員の安全及び健康を確保するため、「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57条)に基づき、月1回開催しています。

・職場巡回点検

労働災害の未然防止を図るため、産業医、安全管理責任者等が定期的に職場巡回点検を行い、指摘事項等があった場合には、当該検査室責任者あて改善報告を求めています。

・職員の健康管理

法令及びセンターの内部規程に基づき、定期的に健康診断を実施し、傷病の早期発見、治療に努めています。

・メンタルヘルスケア

契約診療所の精神科医との面談により、精神的な悩みや不安及びこれらに関連した職場並びに家族に関する相談を行っています。

また、共済組合の事業として、フリーダイヤルが設置され、保健師、助産師、看護師、栄養士、カウンセラーなど専門スタッフによる各種相談が行われており、センターの職員も利用できることとなっています。